

第 86 回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日 時：平成 24 年 6 月 22 日(金) 14:00～16:00

2 場 所：中央合同庁舎第 2 号館 総務省第 4 特別会議室

3 出席者

座 長 大森 彌
秋山 收
加賀美 幸子
小早川 光郎
松尾 邦弘

(総務省) 行政評価局長 新井 英男
大臣官房審議官 上村 進
行政相談課長 白岩 俊
行政相談業務室長 花田 聡

4 議題

(1) 事案

- ① 奨学金の返還に係る据置期間の利息の徴収(新規)
- ② 軽自動車の廃車に係る届出の郵送による受付(継続)
- ③ A E D の増設、適切な管理等(継続)
- ④ 地縁団体名義への不動産移転登記手続の改善促進(継続)
- ⑤ 介護保険制度における通院等乗降介助の適用範囲の拡大(新規)

(2) 報告

- ① NHK受信料の日割り計算の導入
- ② 福祉有償運送の対価設定
- ③ 回答関係
 - (i) 金融機関で健康保険料を振り込む場合の本人確認免除
 - (ii) 老齢年金請求書に添付する戸籍関係書類の範囲の明確化
- ④ あっせん関係
 - (i) 保管場所証明(車庫証明)手続の簡素化
 - (ii) 特殊定期乗車券の払戻し
- ⑤ 有料道路の障害者割引に係る登録車両の拡大

5 議事概要

(1) 事案

① 奨学金の返還に係る据置期間の利息の徴収（新規）

<<事案の概要>>

私の息子は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金を受けながら専門学校に通っていたが、体調不良により退学することとなった。退学に当たり、機構の相談窓口である「奨学金返還相談センター」に奨学金の返還手続を照会したところ、「奨学金の返還開始までに6か月の据置期間があり、もし据置期間中に返還したとしても、返還日は、据置期間終了後の初回返還期日となるため、待機期間中の利息が発生する」との説明を受けた。

直ちに返還しても、待機期間終了後に返還したのものとして、その期間中の利息を取るということに納得できないので、6か月の据置期間を置かずに返還する場合には利息をとらないようにする等柔軟な対応をしてほしい。

(大森座長)

据置期間に利子を課しているのはなぜか。6か月は猶予すると決めているのに利子をとるのか。

(事務局)

4月から本来返すべきであるが、互いの事情もあり据置期間を設けている。

(大森座長)

据置期間に利子をとらないとすべきである。猶予期間を設けておいて、その期間の利子も払ってもらおうというのは変であり、制度の設計から見ても、常識的でないと思う。

(秋山委員)

しかし、住宅ローンの場合、据置期間があった場合はそこにも利子がかかるのではないか。

据置期間は、期間の利益を与えるということになる。そのために利子がかかるかどうかというのは、契約のあり方で決めることで、利子がかかるのは、金融業の考え方では常識だと思う。

(大森座長)

そうではあるが、奨学金制度で猶予期間を置いているのをどう考えるのか。

(秋山委員)

猶予期間を定めているにもかかわらず、そこにも利子をつけるということに基本的な問題がある。

利子をつけるとすれば、本人がその期間を放棄すれば、利子は払わないと

いう選択を認めるべきであると思う。

(加賀美委員)

選択性にすればいいというか。

(大森座長)

そういうことである。

(事務局)

例えば、民間の住宅ローンや学資ローンなどでは、据置期間を選べる。そのため、据置期間を長くすれば、その分の利息は高くなる。逆に短ければ、利息は安くなるが、早く返さなければならない。据置期間を奨学生側の選択制にすることもあり得るのではないかと考えている。それが妥当かどうかについても、議論いただきたい。

(松尾委員)

利息の再計算については、コンピュータが発達していることから、ある資料を入力すれば、何千万円もかかるという話ではないと思うが。

(事務局)

具体的にどのような業務があり、どれくらい費用がかかるのかについて照会中である。確かに、システムに入力等すれば簡単に計算できるようになると考えている。

(松尾委員)

システムに入れる条件がいくつかあり、そこに入れば、答えがすぐ出てくるようなシステムになっているのではないか。

繰上返済の計算方法に何千万円もかかるというのは理解できない。そういう可能性も含めてシステムを作っているのではないのか。

(事務局)

今のシステムでは十分に対応できないことから、改修が必要だということである。松尾先生がいうように今のシステムを使ってすぐというわけではない。

(秋山委員)

新しい数式をソフトに入れ込むということか。また、銀行等が繰上返済を行う場合、手数料を取るというのは、優良な貸し手になるべく長期間借りてもらい、利子で儲けるという事業であり、早期返還を抑制的にやりたいから手数料を設けているのではないかと思う。

(加賀美委員)

返済が進んでいないのが2割ということだが、他国ではどうなっているのか。

うまくいっている国はあるのか。

(事務局)

奨学金で貸与制という形をとっている国はそんなに多くないが、奨学金の場合は給付制が多いと聞いている。教育ローンという仕組みは各国にあり、日本独特とは言えないが、それとの比較をしたデータは把握していない。

(大森座長)

それでは事務方で検討すべき疑問点と論点等を整理して、先方と協議した結果について、次回報告していただく。

②軽自動車の廃車に係る届出の郵送による受付(継続)

<<事案の概要>>

軽自動車を廃車にするときは、郵送での届出が認められていない。一部の市区町村では、総排気量 125cc 以下の原動機付自転車のナンバープレートの返納も含め廃車手続を郵送で行うことができる。

軽自動車は、バイクと同じように登録制度がないのだから、郵送で廃車できるようにしてほしい。

(秋山委員)

岩手県や長野県などでは、1日使って出頭するのが大変であり、我々大都市の住民には考えられないような問題である。この案件は、国土交通省が最高裁の判決などに固執しているので、もう少し調べないと対抗力のある議論にならないと思う。軽自動車に対する処分については、単なる紙だけでなく、物と一体の手続である。廃車なのだから、その登録記録がなくなる。無くなるとは、解体するとか、大災害でなくなってしまうとか、あるいは、廃車にして中古車として輸出するとかということだと思う。この廃車届もどういいう書式や添付書類になっているのかも見なければ分からない。例えば、車であるから車検証やナンバープレート、保険の処理、置き場の問題など、いろんな問題があるので一連の手続の全体像を調べていただき、軽自動車と小型自動車や普通自動車などの対比でみてどこが悪いのか、どこが違うのかなどをもう一度調べていただきたい。その結果、再度議論してみれば、国交省の言い分が妥当なのかどうか、例えば、廃車届を郵送すればよいというものではないが、何かプラスアルファを付ければ郵送による方法で対応できるようなことではないかなどの議論が出てくるかと思う。

(事務局)

一連の流れを整理して提示させていただく。普通乗用車と比べた場合、現在、四輪自動車の中で、郵送による廃車手続が認められているのは、いわゆるトラクターや耕耘機である小型特殊自動車だけであり、大型自動車、普通

自動車、軽自動車は、郵送は認められていない。

(秋山委員)

廃車届をするときは、ナンバープレートと車検証を持参するということになっているのか。郵送の場合、ナンバープレートも一緒に送付することになるのか。

(事務局)

廃車の届出手続については、業者に解体の申込みをし、業者が解体すると、解体証明書がもらえる。そのため、軽自動車協会には、廃車の届出書類、解体証明書、ナンバープレート、車検証を送ればよい。なお、登録自動車との廃車手続の違いは、軽自動車の場合は印鑑が認印であるが、登録自動車は、正式な印鑑と印鑑証明書が必要であるという点が違う。

(松尾委員)

この申出の 125CC 以下の原動機付自転車は、郵送により廃車の手続きができるのか。

二輪と四輪とで複雑だが、具体的にはどうしてそういう差異を設けているのか。原付自転車は、車検はないのか。

(事務局)

125CC 以下のオートバイについては、市町村が軽自動車税を徴収するために、廃車手続を行っている。地方税法、市区町村の税条例により、そういう手続をしている。また、税条例では、出頭という言葉はないが、市区町村の中には運用で郵送を認めているところと、認めていないところがある。

また、250CC 以下のオートバイには、車検はない。125CC 以下のオートバイは市町村の所管であり、126CC から 250CC までは運輸局の所管になる。250CC を越える二輪車は車検があり、軽自動車も含め、四輪車は車検が必要である。

(松尾委員)

そうすると、二輪でも 125CC 以上は、郵送は認めていないということか。

(事務局)

認めていない。

(大森座長)

「自動車登録の在り方に関する検討会」で、国土交通省の検討では肯定、否定の意見があるが、その後は検討していないのか。していないとしたら、

無責任である。検討するとしたにも係わらず、やってないことを言うべきである。結論を出すべきである。検討したにも関わらず、なしのつぶてとは何ですか、まず、そこを伝えて頂きたい。

この問題は、あっせんの方で事務局のほうでしっかり進めていただきたい。

(事務局)

委員の方々の強い意向を踏まえて進めていきたい。それと秋山先生からの質問を整理したいと思う。

(大森座長)

秋山先生の疑問も理解した上で、次回どうするか決めることとする。国交省には、あっせんする方向でいることを強くいつていただきたい。それでも進まない場合でも、あっせんの方向でいく。

(松尾委員)

地方のことはわからないが、東京や大阪など、比較的地域が狭いところはいいが、岩手など地域が広いところの場合、軽自動車協会まで出かけていなくてはいけない。全国には軽自動車協会がどこにあるのかを整理していただきたい。また、利用者の負担がどのくらいあるかも整理していただきたい。

(大森座長)

県庁所在地までの時間を調べて、地域により大きな違いがあれば、利用者の負担になるので、改善できないか検討していただきたい。

③ A E D の増設、適切な管理等(継続)

<<事案の概要>>

(i) 県・市町村の公的機関やスポーツ関連施設の大部分では A E D

(Automated External Defibrillator、自動体外除細動器) が設置され、地域の防災訓練の一環として使用方法の講習も行われているところが多いと思われる。しかし、先日、有名なサッカー選手が練習中に心筋梗塞で死亡し大きなニュースとなった。しかも、練習施設に A E D が設置されておらず、所属クラブも所有していなかった。この事件を契機に、A E D について広く国民に周知徹底するとともに、誰もが緊急時に対応できるよう、例えばコンビニエンス・ストアには必ず A E D が設置されているなどの体制を整備すべきではないか。人命に関することなので、徐々にでも設置数を増やしていく努力は続けてほしい(関東)。

(ii) 心肺停止の起こりやすい施設への A E D の設置を推進し、所在を周知してほしい。また、A E D の維持管理を適切に行ってほしい(北海道)。

(iii) A E D は、公共機関やホテルや劇場、スポーツ施設など多数の人が出入りする施設に設置されていると聞いたが、実際にどこに設置されているのか分からない。人の命にかかわることであり、市民に分かりやすく知らせるべきである(京都)。

(大森座長)

まだ、調査中であるが、設置拡大については、AEDを設置する義務はないものの、民間施設への設置をご協力いただく場合には、何らかの目安を示す必要があるという考えでよろしいか。

(加賀美委員)

AEDが設置されていることも大事だが、いざという時に使えなければ困る。維持管理を徹底させることはできないのか。

(事務局)

地方自治体でも、維持管理の周知については難しいようである。

調査した埼玉県では、設置から7年経過している施設に対してバッテリー交換やパッドの交換を電話で呼びかけているが、このような取り組みができるのは、埼玉県が独自に設置箇所を情報収集しているからである。ほとんどの自治体では、AEDの設置情報を把握していないため、ホームページでの周知に止まっている。

(加賀美委員)

AEDの維持管理については、的確に行われているのか。

(事務局)

平成21年に大阪府が設置者に対してアンケート調査を行っているが、都道府県で実際に現地調査が行われているかは把握していない。今回、北海道管区行政評価局や静岡市監査委員の調査によって初めて維持管理の実態がわかったのではないかと思う。

事務局ではさいたま市でAEDの現地調査をしたが、県や市が維持管理について定期的に呼びかけているため、不適切な例はなかった。全国的には、北海道管区行政評価局や静岡市の調査結果が、実態ではないかと思っている。

(小早川委員)

日本救急医療財団や都道府県に掲載されている情報は、AEDの設置場所すべてを公開しているのか。

(事務局)

特定の人の利用を想定して設置している施設もあるので、一般の人利用について協力いただいている施設のみを公開していると聞いている。

(小早川委員)

AEDの有無ではなくて、一般の人利用ができることをチェックして公開しているのであれば、それは結構なことであると思う。

(事務局)

日本救急医療財団は、設置者から情報提供をしてくださいと文書で呼びかけているが、一般の人利用の可否については情報提供の有無を設置者に確認しているため、一般の人利用を望まない施設については除外している。

そのため、一般の人の利用の可否については簡単にチェックできると思う。

(大森座長)

小早川先生に聞きたいが、地図情報で一般の人の利用ができる場所を公開して、AEDを使ったが、管理が不十分なため使用できなかった場合、設置者の法的責任はどうなるのか。

(小早川委員)

設置者が一般の人が利用できることを公表しているが、AEDの日常点検などが徹底されていない場合は、設置者に責任があるが、一般利用に供していないのにホームページで公表されていて、使用できなかった場合は、不確実な情報を提供したことになるので、地図情報を公開した作成者に責任がある。

(大森座長)

設置拡大、維持管理及び情報提供について、厚生労働省に照会して、次の会議で状況を報告してもらおうことでどうか。

(小早川委員)

設置情報については、やっているところとやっていない自治体があるが、財団は全国的な取組を行っている。そのため、財団と地方自治体がタイアップして、お互いに持っている情報を共有して補っていけば、向上できる。財団は、全ての情報は公開していないので、財団がなんらかの対策を行うのであれば、改善を求められることができると思う。しかし、監督官庁の厚労省に改善を求めるとするのは問題があると思うが。

(事務局)

財団と埼玉県の公開している情報を見ていただくと、埼玉県が独自に公開している情報については、財団でも収集しているので、地方自治体が財団に情報提供を求めれば、必要な情報は提供できるのではないかと思う。

(秋山委員)

相談の内容がAEDの設置拡大についての要望なので、設置拡大のみが議論の対象になっているが、講習については、やられていることから、問題ないという考えでよろしいのか。運動施設など重点施設に対して講習の受講を求めることができないのか。

(事務局)

明確な数字を申し上げることはできないが、消防庁の統計によると、一般応急手当講習については、年々受講者は増加している。

秋山委員のいうとおり、都道府県の中には、救命率を向上させるために、AEDの配備よりも応急手当の普及を優先的に進めている自治体もあり、保健医療計画に応急手当の普及を目標に掲げている自治体もあるが、秋山委員

の意見についても改善を求めることができないか検討したいと思う。

(大森座長)

本日の意見を踏まえて、作業を進めていただきたい。

④地縁団体名義への不動産移転登記手続の改善促進(継続)

〈〈事案の概要〉

(i) 私が副会長を務めている高知市の自治会は、平成17年に地方自治法第260条の2に基づく地縁団体の認可を受けている。自治会が保有する不動産に、所有者107人の表示登記(昭和11年以降)されている山林がある。私は、自治会の会計担当も兼ねているので、この山林の固定資産税を納付してきており、いずれ認可地縁団体名に移転登記をしたいと考えている。

しかし、表示登記された所有者の多くが既に死亡しており、相続人の確定に膨大な手間や費用がかかるため、移転登記が困難な状況となっている。

これでは、苦勞して地縁団体になった意味も薄れるので、何か良い解決方法がないか教えてほしい。

(ii) 地縁団体が保有する共同墓地の一部を、道路拡幅のため買収する必要が生じ、関係住民等に提供を申し入れたところ、複数の地域住民の共有名義とされたまま、既にその多くの者が死亡しているため、相続人の把握や同意を得ることが困難などの理由で、やむなく事業計画を変更するしかなかった。

地縁団体が明治時代から保有する墓地等のうち共有名義のものは元より登記名義人が多いことに加え、世代を重ねていることで相続関係者が膨大な人数となっており、現行の不動産登記法上に基づき相続権利者を確認する戸籍謄本の追跡調査等の労力は大変であり、極めて困難な実情にある。

地方公共団体で公共事業に従事した職員から、このような申出を受けたが、この種の問題に対しては、円滑な公共事業を進めるため、また登記手続の負担軽減を図る観点から、何らかの制度改正が必要であると考ええる。

(大森座長)

ポツダム政令が出てきたが、今からポツダム政令を適用するというのもどうか。

(事務局)

新潟県の刈羽村を調査したところ、ポツダム政令により、町内会等の資産が

財産処分されずに市町村に帰属されても、その町内会等に譲渡できるとする内容が条例の中に盛り込まれている。これにより、いったん村の財産にして、その財産を地元の地縁団体に無償で譲渡している事例が見つかったが、これは愛知県の一宮市で、このような趣旨の条例があり、刈羽村もこういう形で地縁団体名義に登記まで結びついた実例である。しかし、ポツダム政令が失効してからかれこれ 60 年も経つことから、今の時点でこういう形で問題の解決を図るより、平成 3 年に地方自治法の認可制度がでてきた趣旨を考えるのであれば、平成 10 年当時のあっせんの際の趣旨の催告手続きでの解決が図れればと考えている。

(小早川委員)

刈羽村が、やれるところまでやっていたということだが、これは、災害復旧のために速やかに対策を講じる必要があったのか。

(事務局)

新潟県は平成 16 年に中越地震があったが、刈羽村ではそれまで地籍調査が行われていなかった。中越地震を契機に刈羽村も地籍調査を本格的に実施するために、村内の登記簿の現状を確認したところ、いわゆる集落名義、集落地区名・字名という表題部だけの表示登記があり、権利部の登記がない財産がいくつか見つかった。そのため対処方法を法務局と協議したという経緯があった。

(小早川委員)

村で解決しなければという雰囲気があれば、このような解決策が出てきたと思うが、市長会、町村会、全国自治会連合会が、そういう意識がない。そのため、結局、地方自治法の改正はしたが、名義変更ができないため、現状のままである。しかし、現状を変えようというニーズもないと思ったが、刈羽村の実例があるので、そうでもないが、どれだけ全国的に支持されるのか。

(事務局)

市長会、町村会、自治会連合会に、今回改めてこの問題の見解を聞いたところ、担当者は、この問題についてこれまで、問題意識を持っていなかったため、前向きな見解は聞かれなかった。しかし、高知の事例、あるいは群馬の事例のように平成 23 年 11 月にこういう問題が出てきた。また、最近、山口行政評価事務所でも、本件と同じ内容の行政相談があった。総務省の行政相談に高知、群馬、山口から相談があったということは、潜在的に多いと考えている。

(大森座長)

特に町村が、耕作放棄地を調べたら所有者がそこにいなくて困っているという事例はとても多い。今回の問題も性質が似ている。

(事務局)

現地調査において、認可地縁団体制度の使い勝手が悪いということで手控え

てしまうという事例があるが、それが認可地縁団体の問題なのか、それともその後の問題なのか、意見が分かれるところだと思う。どこまでやるのかという部分も含めて、これから関係部局との協議にあたりたい。

(小早川委員)

先に進めないのに、認可の手続きだけでも煩わしいし、何の意味があるのかということになると、それはやめとけということになる。しかし、先が見えていけば、少し汗をかいてでも手続きを踏んでいくことは、それで意味のある制度だということになるだろうと思う。契機が今あるので、少し機運を盛り上げて隘路を突破すれば結構だということか。

(大森座長)

法務省民事局と自治行政局は、提案に応じているのか。

(事務局)

法務省民事局は、総務省のあっせんの趣旨について、理解している。自治行政局も、今回の法務省の意見を踏まえ、そこまで考えてくれるのであれば、自分たちも前向きに考えるとしており、両機関は基本的には改善する方向で検討すると認識している。

(大森座長)

小早川先生が言うように、どのくらいの効用があるかはともかくとして、いくつもの事例が出てきている。この問題についてどの様に解決していくかということについて、早い段階で決着をつけてしまう必要がある。協議に応じてくれるのであれば、協議をしてもらい、整った内容で進めてしまうことでよいか。

(小早川委員)

協議でうまくいく事例が出てくれば、それにより案外全国的な動きになるかもしれない。

(松尾委員)

この問題については、いろいろな問題があり難しいが、そうは言っても先に進まないで、関係3機関と協議しながら具体例をどう解決するかということだと思う。小早川委員の言われるような進め方が当面必要なのではないかなと思う。議論だけでは、問題がいろいろと散らばってしまい、先に進まないで、この具体例を解決して結果を出してからと思う。

(大森座長)

今までの意見を踏まえて議論を進めていくこととする。

⑤介護保険制度における通院等乗降介助の適用範囲の拡大(新規)

<<事案の概要>>

居宅で訪問介護を受けている介護保険の居宅要介護者が、いわゆる介護タクシー等の福祉輸送サービスを利用して、居宅から病院に通院等する場合、介護保険が適用され、通院等のための乗車又は降車の介助（以下「通院等乗降介助」という。）として、介護給付費が支給される。

しかしながら、居宅要介護者の目的地が複数ある場合であって、出発地及び到着地が居宅以外となる移送については、介護給付費の対象とならず、当該移送に係る介護費用は居宅要介護者が全額負担しなければならない。このため、居宅近くの複数の病院で診療を受けている居宅要介護者の中には、通院等乗降介助に係る介護給付費の支給を受けるため、1日に一つの病院へしか通院しない人もおり、居宅要介護者の経済的及び身体的な負担となっている。

居宅要介護者が複数の病院へ通院等する場合における出発地及び到着地が居宅以外となる当該複数の病院間の移送等についても、介護保険を適用し、通院等乗降介助に係る介護給付費の支給が受けられるように改善してほしい。

(大森座長)

次の事案については、いかがでしょうか。

(秋山委員)

この事案は、金額に換算するといくらになるのか。

(事務局)

運賃は別として、介護サービス費は1,000円であり、金額に換算すると、受給者の負担は、1割負担で100円となる。訪問介護になると、時間等にもよりますが、2,500円又はそれ以上になるので、1割負担で250円か300円になると思う。

(小早川委員)

出発地及び到着地が居宅以外となる移送も認めるように改めれば、自己負担額も節約できるし、介護給付費も節約できるということか。

(秋山委員)

1病院に通う場合には、通院等乗降介助が適用されるが、2病院を通う場合に病院と病院の間は、通院等乗降介助の対象にはならない。ただし、それについては、一定の要件を満たせば、身体介護中心型というサービスに該当し費用が支給される。この事例は、身体介護中心型で基本的に救済されるから、通院等乗降介助を複数病院の移動についてまで適用を拡大する必要はないということか。

(事務局)

通院等乗降介助は、一方の起点が家がないと、訪問型という概念にあてはま

らない。そのため、病院から病院に行くように、一方の起点が家でない場合は、現在の法律では認められない。しかし、重い身体介護が必要な人は、身体介護中心型があるが、本件については、この類型では認められないということである。

(松尾委員)

重い身体介護が必要であると認定されるような場合とは、どのようなものか。

(事務局)

通院等介助のサービスを受けたいという方が、要介護1から5のいずれであれば、身体介護、あるいは、通院等乗降介助のどちらを選べるが、基本的にはご本人に任されている。

(大森座長)

病院まで送る場合は、そこまでは介護ケアの一部だと考えるが、病院から病院に行くまでは、介護ケアの一部に入らないというのは当然じゃないか。

(秋山委員)

介護保険法というのは何年かの一度見直すことになっているのか。

(事務局)

介護保険制度は、国も保険者も3年単位での見直しになる。

(秋山委員)

負担と給付の問題であり、何もかもやればいいという話ではないと思う。本件については、見直しの検討項目のひとつとして検討して下さいと言ってもいいような気もする。

(大森座長)

平成23年も介護保険法を見直したので、法律改正を含んで検討を求めらるれば、改正する理由を示さないと検討できないと考える。

(秋山委員)

二つ病院に行く方が負担は大きいはずだが、そこを区別する合理性はないということか。

(大森座長)

厚生労働省当局には、この問題について法律の建て方が適切かどうかを検討してみてもどうかということをお伝えということによろしいか。

それでは、この案件は以上とする。

(2) 報告

- ① NHK受信料の日割り計算の導入
- ② 福祉有償運送の対価設定
- ③ 回答関係
 - (i) 金融機関で健康保険料を振り込む場合の本人確認免除
 - (ii) 老齢年金請求書に添付する戸籍関係書類の範囲の明確化
- ④ あっせん関係
 - (i) 保管場所証明（車庫証明）手続の簡素化
 - (ii) 特殊定期乗車券の払戻し
- ⑤ 有料道路の障害者割引に係る登録車両の拡大

※委員から発言なし。

以 上